

京都市京セラ美術館事業推進業務委託 評価基準

1 目的

この基準は、提案書の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価基準，評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。

別表 技術提案書の評価基準及び評価点

(1) 評価基準

ア 事業者の実績、実施体制等

評価項目	評価事項	評 価			備考
		A	B	C	
過去の実績	事業者や配置人員が類似業務に関わった実績があるか	優秀	妥当	無	第2号様式
統括責任者	専任の職員として、本業務に責任を持って関われる状況にあるか	良好	妥当	不十分	第3号様式
配置人員数	専任の職員を十分に配置しているか	良好	妥当	不十分	第5号様式
本店又は支店の所在地	本店又は支店が京都市内に所在するか	京都市内	—	A以外	第1-1号様式 第1-2号様式

イ 業務実施方針・提案

評価項目		評価事項	評 価					備考
			A	B	C	D	E	
(7)	業務実施方針	将来構想及び基本計画の趣旨を踏まえ、有益な提案となっているか	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	第5号様式
(4)	広報	業務内容を理解し、効果的な広報が行われる提案か	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	第4-1号様式 第4-2号様式 第5号様式
		当館の課題を認識し、効果的な方策が提案されているか	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(5)	営業	業務内容を理解し、効果的な営業が行われる提案か	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		当館の課題を理解し、効果的な方策が提案されているか	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(2)	運営支援業務	業務内容を理解し、具体的な取組が提案されているか	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		当館の課題を認識し、効果的な方策が提案されているか	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(3)	自由提案	美術館の魅力向上、増収増客等に資する提案となっているか	優秀	良好	妥当	やや不十分	不十分	

ウ 提案事項等

評価項目	評価事項	評 価					備考
		A	B	C	D	E	
見積金額	※	A	B	C	D	E	第6-1号様式 第6-2号様式

※ 以下の5段階とする。最低金額とは、被指名者から示された見積金額のうち、最低の額のことを言う。

A= 最低金額以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5)未満

B= (最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5)以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5)未満

C= (最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5)以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5)未満

D= (最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5)以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5)未満

E= (最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5)以上、予定価格以下

(2) 評価点表

評価項目		評価			評価点を記入	備考
ア 事業者の所在地, 統括責任者, 配置人員数		A	B	C		
過去実績	類似業務に関わった実績	4	2	0		第2号様式
統括責任者	本業務に責任を持って関われる状況にあるか	5	3	1		第3号様式
配置人員数	職員を十分に配置しているか	5	3	1		第5号様式
本店又は支店の所在地	本店又は支店が京都市に所在するか	4	—	0		第1-1号様式 第1-2号様式
小 計		18点満点				

評価項目		基準点					評価:A～E を記入	評価点を 記入	備考
		評価							
イ 業務提案・実績		A	B	C	D	E			
(ア)実施方針	将来構想、基本計画の趣旨を 踏まえているか	5	4	3	2	1			第5号様式
(イ)広報	現状を踏まえた効果的な提案 か	10	8	6	4	2			第4-1号様式 第4-2号様式 第5号様式
	課題を認識した効果的な提案 か	8	6	4	2	0			
(ウ)営業	現状を踏まえた効果的な提案 か	10	8	6	4	2			
	課題を認識した効果的な提案 か	8	6	4	2	0			
(エ)運営支援	現状を踏まえた具体的な提案 か	10	8	6	4	2			
	課題を認識した効果的な提案 か	8	6	4	2	0			
(オ)自由提案	魅力向上、利用者増及び増収 に資する提案か	8	6	4	2	0			
小 計		6 7 点満点							

評価項目	基準点					評価:A～E を記入	評価点を 記入	備考
	評価							
エ 見積金額	A	B	C	D	E			
見積金額	15	12	9	6	3			第6-1号様式 第6-2号様式
小 計	15点満点							

合 計		100点満点							
-----	--	--------	--	--	--	--	--	--	--